

2018年(平成30年)7月吉日

大阪商工会議所 会員各位

近畿弁護士会連合会  
会長 石田 法子  
日本CSR普及協会近畿支部  
支部長 山田 庸男

～ 法律セミナー ～

同一労働同一賃金～最高裁判決の検討を踏まえて～

日本CSR普及協会近畿支部は、大阪商工会議所・近畿弁護士会連合会との共催により、下記の通り、「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」という社会の注目を集めた2件の最高裁判決を題材に、いわゆる「同一労働同一賃金」をテーマにしたセミナーを開催致します。

労働契約法20条は期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止するものですが、これまで同条違反が争われた事案に関する最高裁判決は存在しませんでした。そのような中、平成30年6月1日、最高裁は(1)正社員と契約社員の間での手当等についての支給格差が同条に違反するかが争われた「ハマキョウレックス事件」と、(2)正社員と定年後再雇用者の賃金格差が同条に違反するかが争われた「長澤運輸事件」の両事件について判決を言い渡しました。

本セミナーでは、日本CSR普及協会会員の弁護士が、「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」の判決内容について紹介した上で、「ハマキョウレックス事件」において労働者側代理人を務められた中島光孝弁護士をパネリストにお迎えし、使用者側パネリストとともに、2件の最高裁判決の意義、残された課題や今後の採るべき対応についてパネルディスカッションを行い、いわゆる「同一労働同一賃金」について検討します。

ご参加希望の方は、**8月31日(金)迄に裏面の申込書によりお申し込みください。**  
多数の会員のご参加をお待ちしております。

日時	平成30年9月5日(水)午後3時～5時30分
場所	大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1丁目12番5号 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」、堺筋線「北浜」から徒歩5分 堺筋線「南森町」から徒歩8分 京阪「なにわ橋」から徒歩3分 JR東西線「大阪天満宮」から徒歩8分 大阪弁護士会HP <a href="http://www.osakaben.or.jp/">http://www.osakaben.or.jp/</a>
講師	「ハマキョウレックス事件」労働者側代理人 中島 光孝 弁護士(中島光孝法律事務所) 日本CSR普及協会会員 勝井 良光 弁護士(中之島中央法律事務所) 毒島 光志 弁護士(弁護士法人 第一法律事務所)
テーマ	同一労働同一賃金～最高裁判決の検討を踏まえて～
参加費	無料
対象	大阪商工会議所会員企業 近畿弁護士会連合会構成弁護士会所属弁護士
共催	大阪商工会議所、近畿弁護士会連合会

日本CSR普及協会近畿支部

「同一労働同一賃金～最高裁判決の検討を踏まえて」申込書

共催：大阪商工会議所・近畿弁護士会連合会

日時：平成30年9月5日（水）午後3時から  
場所：大阪弁護士会館  
法律セミナー（午後3時～5時30分）  
無料。概要については表面記載の通り

---

申込期限：8月31日（金）

申込み先：日本CSR普及協会近畿支部事務局

FAX 06-6263-7708

近畿支部HP (<http://www.jcsr-kinki.jp/>) から参加のお申し込みができます。

法律セミナー（9月5日（水）午後3時～5時30分）

・参加

会社名・所属部署：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ E-MAIL：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_ FAX：\_\_\_\_\_

---

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番7号 ワキタ堺筋本町ビル2階

藤木新生法律事務所内 TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708

---

当近畿支部は、近畿弁護士会連合会の弁護士と企業会員によって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。  
詳しくは、近畿支部HP (<http://www.jcsr-kinki.jp/>) ご高覧ください。